

平成27年度 南大東村

離島の地産地消・地産他消推進プロジェクト（沖縄県南大東村）

業務委託仕様書

1. (適用範囲)

本仕様書は、南大東村が実施する「離島の地産地消・地産他消推進プロジェクト（沖縄県南大東村）」の業務委託に関し必要な事項を定めるものである。

2. (目的)

平成24年度、25年度に実施された総務省ICT街づくり推進事業において、これまで全国27箇所において実施してきたICTを活用した街づくりの成果事例を活用し、これら成果事例において構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等成果を活かし、本村内における農産物や加工品特産物を村内外に流通させることにより、村内における経済活性化と雇用の創出を図る。

3. (業務概要)

本業務は、次の事項について業務を実施し、報告書として取りまとめるものとする。

- ① 業務名：南大東村地産地消・地産他消推進プロジェクト業務
- ② 業務場所：南大東村内
- ③ 地産地消システム構築
 - 以下の要件を満たすシステム機能を構築すること。
 - 当事業の目的に鑑み、平成24年度、25年度に実施された総務省ICT街づくり推進事業において、これまで全国27箇所において実施してきたICTを活用した街づくりの成果事例を活用し、これら成果事例において構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等成果を活用すること。
 - システムはインターネット経由でパソコン、タブレット端末、スマートフォンからも使用可能とし、クラウドサービスとして提供すること。
 - 地産地消における商品の供給サイドの情報として、農家や高齢者宅の家庭菜園等で収穫された葉物野菜を主とした農産物で収穫の多かったもの収穫が遅れたために見切り品となってしまったもの、規格外のもの等の情報をタブレット端末から登録する。この他、地元産の加工品や特産物の情報をタブレット端末から登録する。
 - 地産地消における商品の需要サイドの情報としては、村内の宿泊施設や食品加工施設等から必要な農産物、加工品の情報を事前に購入申込情報として登録する。また村内の（買い物支援が必要な）住民や島外の南大東村関係者等が、購入を希望する特産物等の購入申込情報として登録する。
 - 地産地消における商品の需要サイドの情報としては、村内の特産品加工事業者等からも特産品製造に必要な農産物等の購入申込情報を登録する。
 - 供給サイド、需要サイドともにそれぞれ互いの情報を参照しつつ、商品供給情報、購入申込情報の追加登録もできるようにする。
 - 受給のマッチしたものについては、あらかじめ設定された価格によって決済され、運用事業者が集荷、配送を行う。
 - 地産地消の運営管理者用の機能としては、供給サイドからの商品情報の登録状況、需要サイドの購入申込情報、注文履歴、取引履歴等を閲覧し、仕入代金や売上代金の決済の管理も行えるようにする。

- ④ 事業及び観光プロモーション企画・実施
以下を行うこと。
・各アプリケーションサービスの住民と村内の業者と村外の関係者・消費者への周知活動
・各種プレスリリースの支援
・島外販売サイト向けコンテンツの制作
・島外アンテナショップ等におけるプロモーション活動

- ⑤ 地産地消システム運用支援
以下を行うこと。
・地産地消システムに関するニーズ調査
・運営主体による地産地消のマーケット調査の支援
・地産地消システムの運用と地産地消システムを使った地産地消事業の運用の体制構築支援
・地産地消システムの運用マニュアル作成
・地産地消システムに関する問い合わせ対応

4. (工期)

本業務の履行期限は、契約締結の日から平成28年3月18日とする。

5. (予算)

9,389千円以内（消費税込み）とする。

6. (報告書作成)

当事業において実施した内容及び実施内容によって得られた成果について報告書としてとりまとめるものとする。

7. (成果品)

成果品は以下のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び業務報告書 正副1部ずつ
(2) 本業務において作成したソフトウェア、コンテンツ、印刷物等
(3) ソフトウェアに関するシステム設計書及びユーザーマニュアル
※(2)、(3)の具体的な内容に関しては受託者と協議の上、定めるものとする。

8. (事業者に求める要件)

業務の前提として、事業者は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(2) 会社更生法（昭和14年法第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしたものにあっては厚生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
(3) 参加希望書等の提出期限の最終日以降、契約満了日までの期間において、南大東村及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
(4) 当仕様書記載の実施内容を履行期間及びその後の運用期間において遂行可能な体制を組成すること。
(5) 事業者は、情報セキュリティに関し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの認定を受けていること
(6) 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
(7) 県民税及び所在市町村税に未納がないこと。

9. 知的財産権等

(1) 機密保持

本仕様書に基づく作業等において、南大東村が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、事務局と事前に協議し承認を得ること。

(2) 著作権

成果物の所有権及び著作権は南大東村に帰属する。ただし、本事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、事業者の責任と費用をもって処理する。

10. その他

- 1) 見積にあたってJVを組む場合には、JV参加企業の担当業務範囲を明確にすること。
- 2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、南大東村及び事業者で協議の上決定する。